

北朝鮮の金正恩氏による人工衛星（軍事偵察衛星）と称する事実上の弾道ミサイルの発射等に抗議する決議

北朝鮮の金正恩氏が令和5年8月24日に人工衛星と称する事実上の弾道ミサイルを発射した。これは本年5月に続き、また、失敗に終わったが、発射自体、明確に国連安保理決議に違反しており、かつ、我が国（沖縄県）の上空を通過している。さらには、同月30日及び9月13日にも、国連安保理決議に違反して弾道ミサイルを発射した。

弾道ミサイル等の発射を一向に止める気配のない金正恩氏に対し、平和を愛しこれを希求する習志野市民として、発射する度に抗議文を決議・発出することが必要であると考える。

よって、本市議会は、弾道ミサイル等の発射を一向に止める気配のない金正恩氏に対し、これらを即刻中止するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和5年9月29日

習 志 野 市 議 会